

## 裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 つくば市長

審査請求人が令和元年8月20日に提起した行政文書不開示決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

### 事 案 の 概 要

- 1 令和元年8月6日、審査請求人は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「本件条例」という。）第3条の規定により、請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項（本件条例第4条第1項第2号）を「上下水道工事で使用される材料単価表一覧。（2019年8月現在最新の単価表）」（以下「本件対象文書」という。）とする行政文書開示請求を行った。ただし、令和元年8月6日に対象文書の確実な特定のため、審査請求人には電話で連絡しており、その際に下水道分は不要との話があったことから、対

象文書は上水道のものに限っている。

- 2 令和元年8月7日、処分庁は、開示しない理由を「つくば市情報公開条例第5条第5号該当 当該単価表を使用し、発注している工事が未完了等であり、公にすることにより市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。」とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで審査請求人に通知した（31つくば水工第a号）。
- 3 令和元年8月20日、審査請求人は、審査庁であるつくば市長に対し、本件審査請求を提起した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件対象文書を開示することにより、入札参加希望者が最低制限基本価格<sup>1</sup>を類推することが可能となったとしても、自らの実現可能な単価等を基にした積算を行わずに応札する者はいない。
- (2) 落札した事業者が利益を確保しようとして賃金未払いや手抜き工事を行うというのは極端な仮定であり、そのようなことにならないように施工計画書の提出義務、中間検査、竣工検査等の防止措置が存在するはずである。よって、最低制限基本価格を類推することが可能となることにより、直ちに工事品質が損なわれるとは考えにくい。
- (3) 上記(1)及び(2)により、本件対象文書は本件条例第5条第5号に該当するものではないため、本件処分の取消しを求める。

---

<sup>1</sup> 直接工事費等から算出される最低制限価格算定の基礎となる金額

## 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件対象文書を開示すると、自らの実現可能な単価等を基にした積算を行わなくても最低制限価格<sup>2</sup>に近い金額の算出が可能となり、そのように応札価格を定めた者が自らの実現可能な単価等を基にした積算により応札価格を定めた者を差し置いて落札する可能性が高まる。このことは、入札参加者間で「公正かつ真摯な」競争が行われているとはいえず、事業者の適正な積算意欲を失わせるおそれもあり、競争入札制度の本旨にそぐわない。
- (2) 自らの実現可能な単価等を基にした積算を行わなくても落札者になることが容易になり、落札額で工事を実施する能力のない事業者が落札する可能性が高まる。その結果、落札した事業者が利益を確保しようとして、労働者への賃金のしわ寄せや手抜き工事等が発生し、工事の成果物の品質が損なわれるリスクが上昇する。
- (3) 上記(1)及び(2)により、本件対象文書を公開することにより、最低制限基本価格が類推されてしまう状況になった場合、最低制限価格制度が機能しなくなる。すなわち、工事の成果物の品質が損なわれる可能性があるため、市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるといえる。ひいては、入札及び契約事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると考えられるため、本件対象文書は、本件条例第5条第5号に該当するものであるから、本件審査請求の棄却を求める。

---

<sup>2</sup> ダンピング受注等を防止し、公共工事における適正な施工と品質の確保を図るために設けるものである。つくば市においては、最低制限基本価格にランダム係数を乗じ得た価格（千円未満を切り捨てた額）と定められている。

## 理 由

本件審査請求に関する審査庁の判断は、別添答申書における「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」と同様である。審査庁としては、答申書に記載のある「第1 審査会の結論」及び「第6 当審査会の判断」は、妥当であると認め、補足すべき事項もない。

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

### 備考 申請に対する一定の処分に関する処置

本件裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書について、開示する旨の処分をすることとする。

令和3年2月9日

審査庁 つくば市長 五十嵐立青